

京都府中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は京都府中学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟は事務局を京都府教育庁指導部保健体育課内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は京都府における中学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育に関する講習会・研究会の開催
- (2) 各種競技会の開催
- (3) 体育に関する調査・研究及び発表会の開催
- (4) 体育用具の研究
- (5) その他目的の達成に必要と思われる事業

第3章 組織

第5条 本連盟は京都府中学校の単位体育連盟の中の加盟連盟をもって組織する。

2 中学校とは学校教育法第1条に定められているものをいう。

3 単位体育連盟を次の5ブロックに区別する。

- (1) 京都市
- (2) 山城（宇治、城久、乙訓、綴喜、相楽）
- (3) 口丹波（亀岡、南丹・船井）
- (4) 中丹（綾部、福知山、舞鶴）
- (5) 丹後（与謝、京丹後）

第4章 役員

第6条 本連盟は次の役員を置く。

会長	1名	副会長	5名	理事長	1名	副理事長	若干名
常任理事	若干名	理事	若干名	専門部長	若干名	専門委員長	若干名
専門委員	若干名	顧問	若干名	監査	若干名	事務局	若干名

第7条 役員任期は1年とし、重任は妨げない。

2 役員任期は、毎年第1回理事会開催日に始まり、翌年の第1回理事会開催日に終わるものとする。

ただし、専門部長の任期については、委嘱日から次年度専門部長を委嘱する前日までとする。専門委員長の任期については、専門委員（各ブロック専門委員長）の互選により決定した日から、次年度専門委員長が決定する前日までとする。

3 会長の退職・異動等に伴い会長に欠員が生じた場合は、代理を置き、その業務を代行することができる。ただし、代理は副会長より互選する。

4 会長代理の任期は前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了しても次期役員の就任までその業務を行う。

第5章 選出方法

第8条 役員は次の方法によって決定する。

- (1) 会長 各ブロック会長の互選により選出し、理事会で承認を得る。
- (2) 副会長 各ブロック会長の互選により選出し、理事会で承認を得る。
- (3) 理事長 理事の互選による。
- (4) 副理事長 理事の互選による。
- (5) 常任理事 理事会にてブロックを考慮し互選する。
- (6) 理事 加盟各連盟より1名推薦する。但し、京都市は若干名とする。
- (7) 専門部長 当該専門部から推薦された者とし、会長がこれを委嘱する。
- (8) 専門委員長 専門委員の互選による。
- (9) 専門委員 加盟各ブロック連盟より選出する。
- (10) 顧問 理事会の推挙により会長が委嘱する。
- (11) 監査 理事会において選出する。

第6章 任 務

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会 長 本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- (3) 理 事 長 理事会、常任理事会を運営する。
- (4) 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 常任理事 常任理事会を構成し、理事会を統轄する。
- (6) 理 事 理事会を構成し、議案を審議し執行する。
- (7) 専門部長 当該専門部を代表し、会務を統轄する。
- (8) 専門委員長 専門委員をまとめ、専門委員会を運営する。
- (9) 専門委員 各専門部の研究・競技会の企画運営等専門種目の立場から本連盟の進展に協力する。
- (10) 顧 問 重要事項について会長の諮問に応ずる。
- (11) 監 査 会計を監査する。

第7章 会 議

(理事・専門委員会)

第10条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、専門委員長、専門委員で構成する。各種目に関する運営上の諸問題を討議し、事業の成果と高揚を期するものとする。

(理事会)

第11条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事で構成する。次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約改正に関すること。
- (2) 予算・決算に関すること。
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) 事業に関すること。
- (5) 他団体との連携に関すること。
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要なこと。

(常任理事会)

第12条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成する。各会議に提出する議案を審議し、会務を処理する。

(専門委員会)

第13条 専門委員長、専門委員で構成する。各種目の企画運営に関する事項を協議し、処理する。大会期間中はその種目の運営にあたる。

第14条 会議はすべて会長が召集する。

第8章 会 計

第15条 本連盟の経費は分担金・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第17条 本連盟の経費の予算、決算は理事会の決議を経るものとする。

第9章 事務局

第18条 本連盟は、会務処理のため事務局を設ける。

第19条 事務局に事務局員を置き会長がこれを委嘱する。

第20条 事務局の運営に関する規定は別に定める。

第10章 特別委員会

第21条 本連盟は必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

(全国中学校体育大会における準備委員会、また、その他別組織設立における準備委員会等)

附 則

- 1 本連盟の分担金は生徒一人あたり120円とする。
- 2 本連盟は大会運営のため次の各専門部をおく。
軟式野球部・ソフトボール部・バレーボール部・バスケットボール部・サッカー部・テニス部
卓球部・陸上競技部・水泳競技部・ソフトテニス部・バドミントン部・ホッケー部・スキー部
ラグビーフットボール部・ハンドボール部・体操部・柔道部・剣道部・相撲部・スケート部
- 3 本連盟主催の各種体育競技会には各単位連盟の加盟校でないと参加できないものとする。
- 4 本連盟の規約の改正は理事会の決議を経るものとする。
- 5 本連盟は近畿中学校体育連盟に加入する。
- 6 本連盟は公益財団法人日本中学校体育連盟に加入する。
- 7 本連盟は公益財団法人京都府体育協会（現京都府スポーツ協会）に加入する。
- 8 本連盟規約は昭和29年4月1日より施行する。
昭和61年4月1日に改正、その日より効力を発する。
平成4年4月1日に改正、その日より効力を発する。
平成7年4月1日に改正、その日より効力を発する。
平成10年4月1日に改正、その日より効力を発する。
平成14年5月7日に改正、その日より効力を発する。
平成16年5月6日に改正、その日より効力を発する。
平成17年5月6日に改正、その日より効力を発する。
平成23年5月2日に改正、その日より効力を発する。
平成26年5月2日に改正、その日より効力を発する。
令和3年2月26日に改正、その日より効力を発する。
令和4年2月25日に改正、その日より効力を発する。
令和8年2月20日に改正、その日より効力を発する。

事務局運営規定

第1条 この規定は、京都府中学校体育連盟規約第20条に基づき、事務局の運営について定める。

第2条 本連盟事務局は、京都府教育庁指導部保健体育課内に置く。

第3条 事務局員の構成は、次のとおりとする。

(1) 事務局長・・・事務局長は原則として事務局主事がこれに当たる。

(2) その他・・・事務局員は必要に応じ増員することができる。

第4条 事務局は、下記のとおり庶務及び会計に関する事項を処理する。

(1) 庶務

ア 文書の立案、印刷、発送、授受、整理、保管に関する事項

(ア) 主管行事の開催通知、並びに役員等委嘱、派遣依頼

(イ) 必要資料の提出依頼、並びに整理資料の還元

イ 諸会議録の作成、保管に関する事項

ウ 各専門部事業に関する一連の事務処理

エ 関係組織・機関との連絡調整に関する事項

オ その他本連盟に関する事項

(2) 会計

ア 加盟各校分担金の収集に関する事項

イ 予算に基づく各専門部等への金銭の出納に関する事項

ウ 出納簿の整理、保管に関する事項

エ 会計報告

オ その他本連盟会計に関する事項

附 則

本規定の改正は、本連盟規約に準ずる。

この規定は平成7年4月1日より施行する。

この規定は平成23年5月2日に改正、その日より効力を発する。

正副会長選出・任期に関する内規

京都府中学校体育連盟

- 1 会長の選出については、京都市ブロックと京都府（山城・口丹波・中丹・丹後）ブロックの交互で選出し、その期間は2年を原則とする。
- 2 会長ブロックからも副会長を出すことが出来る。また、必要に応じて増員することができる。

正副理事長選出に関する内規

京都府中学校体育連盟

- 1 理事長ブロックから副理事長を出すことができる。